

飯能市告示第 98 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

平成 24 年 3 月 30 日

飯能市長 沢 辺 漣 壺

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

- 1 飯能市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 1 項の規定による都市計画区域の指定がされている区域
- 2 飯能市の区域のうち大字下赤工、大字上赤工、大字原市場、大字唐竹、大字赤沢、大字中藤下郷、大字中藤中郷、大字中藤上郷、大字南、大字白子、大字虎秀、大字井上、大字平戸、大字坂石町分、大字坂石、大字坂元、大字南川、大字北川、大字長沢、大字吾野、大字上長沢、大字高山、大字下名栗及び大字上名栗の区域